

手話通訳者・要約筆記者の 派遣をお手伝いします

市民の皆さんや団体が、広く市民を対象とした事業を行う場合に、
手話通訳者・要約筆記者のコーディネートをしています。

手話通訳・要約筆記とは

要約筆記

中途失聴者や難聴者など聞き取りにくい方に対し、内容を要約し文字で示すものです。講演会や会議などではスクリーンに投影し、個別相談などはノート等を書いて示します。



手話通訳

手話を使う聴覚障がい者等に対し、手話を通じて意思疎通を図る手助けをします。講演会等では話す人の隣に立ちます。

手話通訳と要約筆記、どちらも必要？

聴覚障がいのある方は、第一言語を音声言語で獲得した人（中途失聴者や難聴者）と、手話での意思疎通を主とする人（生まれつき聞こえない人など）がいます。前者は手話を習得していない、後者は要約筆記では理解しにくい場合があります。対象者の状況に合わせて選択しましょう。

申請方法

事業の3週間前までに

- ☐ 障がい福祉課へ申請書の提出
- ☐ （要約筆記の場合）機材の手配
手書き：OHC、プロジェクター、スクリーン
パソコン：表示用パソコン、プロジェクター、スクリーン
※準備できない場合は、障がい福祉課へ申し出る

急遽必要になった場合も
ご相談ください。

障がい福祉課から 派遣決定通知書 を受け取ったら

- ☐ 当日の担当者へ資料の送付
※1週間前までに
- ☐ 報償費の調整
- ☐ （来場方法が自家用車の場合）駐車場の確保

当日

- 担当者と以下の項目の確認
 - ☐ 資料の変更の有無
 - ☐ 全体の流れ
 - ☐ マイクの音量
 - ☐ 照明
 - ☐ 機材の位置
 - ☐ 立ち位置・座る位置
 - ☐ （手話通訳と要約筆記の両方がある場合）
手話通訳者と要約筆記のスクリーンを近くに配置
 - ☐ （暗転時にアナウンスがある場合）
手話通訳者のスポット照明の位置の確認
 - ☐ （可能であれば）手話通訳・要約筆記の説明資料の表示
※ホームページから事前にダウンロード

※宗教・政治活動、参加者から金銭の徴収を行う活動への派遣はできません。

※自治区主催の活動への派遣は、原則、自治区が報償費を負担してください。

問合せ 豊田市障がい福祉課

電話番号 34-6751 ファックス番号 33-2940 Eメール shougai_hu@city.toyota.aichi.jp